

令和 3 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

松阪市監査委員

21 松監第 000143 号
令和 4 年 3 月 1 日

松阪市監査委員 西 村 和 浩

松阪市監査委員 杉 本 徳 男

松阪市監査委員 市 野 幸 男

令和 3 年度財政援助団体等監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、監査を実施したので、監査の結果を同条第 9 項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査

第1 監査実施年月日及び監査対象

補助金

実施年月日	団体名等	所管課
令和3年12月22日	松阪飯南森林組合 ・松阪市いきいき松阪の森づくり事業補助金 ・松阪市木質バイオマス有効活用対策事業補助金	林業振興課

公の施設の指定管理者

実施年月日	団体名等	所管課
令和3年12月23日	株式会社 セラヴィリゾート泉郷 松阪市宿泊施設スメール及び香肌峡健康の森運動公園	飯高地域振興局 地域振興課
令和3年12月23日	株式会社 飯高駅 松阪市飯高地域資源活用交流施設	西部農林 水産事務所

出資団体

実施年月日	団体名等	所管課
令和3年12月23日	株式会社 飯高駅	西部農林 水産事務所

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

市が補助金等財政的援助を与えている団体等や市が基本財産、出資金等の4分の1以上を出資している法人、公の施設の指定管理者の中から抽出し、令和2年度における当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した。

3 監査の主眼

財政的援助等に係る出納事務は適正に処理されているか。
財政的援助等の目的に沿った事業運営が行われているか。
財政的援助等の効果が十分に発揮されているか。

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各関係者から説明を聴取するとともに、当該財政的援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等を確認する方法で監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、次のとおり、検討又は改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

検討又は改善を要する事項については、所管部局において団体等に対する指導を行うなど適切な措置を講じられたい。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

1 補助金交付団体

【 松阪飯南森林組合 】

◎ 松阪市いきいき松阪の森づくり事業補助金

(1) 事業目的

集団間伐団地を形成するための森林所有者の境界の明確化、奥地からの木材搬出を促進するための架線等の使用及び林内路網による集材、高性能林業機械の導入、架線集材等の担い手育成、福祉施設との連携等による広葉樹苗木の生産、並びに加工木材の生産体制の整備に要する費用の一部を補助することにより、松阪産材（松阪市内の山林で伐採搬出された木材をいう。）の安定供給を推進することを目的とする。

(2) 補助金の交付根拠

松阪市補助金等交付規則

松阪市いきいき松阪の森づくり事業補助金交付要綱

(3) 補助金の概要

補助金の名称：松阪市いきいき松阪の森づくり事業補助金

補助金額：23,286,000円

交付対象：認定林業事業体

補助率：

境界の明確化事業 境界の明確化1ヘクタールにつき22,500円

利用間伐促進事業 搬出材積1立方メートルにつき340円

(スイングヤード等による搬出)

高性能林業機械導入事業 補助対象経費の10分の1

担い手育成事業 補助対象経費の2分の1

林内路網整備事業 補助対象経費のうち、国又は県からの補助額を控除した額

林福連携による広葉樹苗木の生産モデル事業 補助対象経費の2分の1

高付加価値木材製品生産体制構築事業

うち設備整備に関するもの 補助対象経費の10分の1

うち販売体制の構築に関するもの 補助対象経費の2分の1

(4) 事業実績

1. 収入の部

項目	決算額	備考
松阪市補助金	23,286,000	
三重県補助金	19,594,000	
松阪飯南森林組合負担金	30,863,790	
合計	73,743,790	

2. 支出の部

項目	決算額				備考
	松阪市補助金	三重県補助金	森林組合負担金	合計	
①境界の明確化事業	3,375,000	0	3,375,000	6,750,000	150ha
②利用間伐促進事業	2,017,000	19,594,000	7,204,000	28,815,000	5,933.378 m ³
④担い手育成事業	1,000,000	0	1,000,000	2,000,000	架線集材技術 研修費等
⑤林内路網整備事業	15,000,000	0	0	15,000,000	4,582m
⑥林福連携による広 葉樹苗木の生産モデ ル事業	94,000	0	217,540	311,540	
⑦高付加価値木材製 品生産体制構築事業	1,800,000	0	19,067,250	20,867,250	
合計	23,286,000	19,594,000	30,863,790	73,743,790	

(5) 監査結果及び意見

補助事業については、概ね適正に処理されていた。

補助金を活用し導入した液体ガラス加工設備で地域材の液体ガラス改質木材が生産され、メーカーと連携した商品開発やその利用提案、営業が積極的に行われている。これらにより新たな地域材の活用需要の拡大に取り組みたい。

(6) 所管部局に対する意見

松阪飯南森林組合と連携し、補助金が効果的に活用され、松阪産材の安定供給が推進されるよう努められたい。

◎ 松阪市木質バイオマス有効活用対策事業補助金

(1) 事業目的

利用間伐等で集材する松阪産材の採算に合わない端材等を木質バイオマスの再生エネルギーの原料として有効活用するために要する経費の一部を補助することにより、松阪産材の利用拡大とともに林業の振興を図ることを目的とする。

(2) 補助金の交付根拠

松阪市補助金等交付規則

松阪市木質バイオマス有効活用対策事業補助金交付要綱

(3) 補助金の概要

補助金の名称：松阪市木質バイオマス有効活用対策事業補助金

補助金額：1,952,000円

交付対象：

運搬支援 松阪市管内の発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定を受けた事業者で、ウッドピア木質バイオマス利用協同組合、又は株式会社田上で加工し、三重エネウッド株式会社、又はバイオマスパワーテクノロジーズ松阪木質バイオマス発電所において発電用として使用される木材を運搬するもの

車両重量計購入支援 松阪飯南森林組合

交 付 額：運搬支援 運搬重量 1 トンにつき 500 円
 車両重量計購入支援 車両重量計 1 台につき 1,000,000 円

(4) 事業実績

運搬支援 3,904.220t×500 円≒1,952,000 円

(5) 監査結果及び意見

補助事業については、概ね適正に処理されていた。

(6) 所管部局に対する意見

「松阪市木質バイオマス有効活用対策事業補助金交付要綱」について、交付対象が、松阪産材を松阪市の発電所のみで使用されるものであることが分かりにくい記載となっているので、見直しを検討されたい。

2 公の施設の指定管理者

【株式会社 セラヴィリゾート泉郷】

(1) 公の施設の指定管理委託内容

施設の名称：松阪市宿泊施設スメール及び香肌峡健康の森運動公園

目 的：地域資源を高度活用した保健休養とスポーツ・レクリエーションを通じた潤いの場を創設し、市民の健康増進とスポーツの振興に寄与するとともに、地場産業と観光、交流事業を有機的に連携させて地域の活性化に資する。

事 業 内 容：地域の活性化及び交流事業並びにスポーツの振興に関すること。
 観光情報の提供に関すること。
 自然保護及び環境保全に関すること。 ほか

指 定 期 間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

委 託 料：6,111,112 円

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る経費 259,000 円

(2) 事業実績

利用者数

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
宿泊	10,241	8,149
宴会	0	0
レストラン	1,304	486
入湯	10,796	6,345
売店	17,145	12,741
喫茶・ラウンジ	889	598
その他(ゴルフ・テニス)	519	262
合 計	40,894	28,581

(3) 監査結果及び意見

指定管理者においては、お客様からいただいたアンケート結果に基づいて、できることから早急に対応されている。今後もお客様の声を活かしサービス向上に努められたい。

条例や基本協定書の規定において、「利用時間」や「利用料金」の変更は、あらかじめ市長の承認を得ることになっている。適切な手続きを取らずに変更している状況が見受けられるので、必要な手続きを行われたい。

(4) 所管部局に対する意見

基本協定書に規定する指定管理者が遵守すべき事項については、履行の確認を行い適切な指導をされたい。

3 出資団体及び公の施設の指定管理者

【 株式会社 飯高駅 】

(1) 出資団体の概要

事業内容：「道の駅」の運営及びこれに伴う事業
温泉施設の経営及びこれに伴う事業
地域開発及び都市開発に関する業務
観光に関する業務 ほか

出資形態：株式（300株）

出資金額：15,000,000円

出資比率：50.0%

(2) 公の施設の指定管理委託内容

施設の名称：松阪市飯高地域資源活用交流施設

目的：飯高地域の自然資源、人文資源等の地域資源を高度活用した憩いと潤いの場を創設し、地場産業と観光、交流、癒し空間を有機的に結合させ、併せて就労の機会と市民のふれあいの場として地域活性化を推進する。

事業内容：地域農林産物の加工・販売事業に関すること。
地域食文化の普及体験事業に関すること。
温泉浴場の経営及び温泉利用施設の運営事業に関すること。
地域特産品の普及啓発事業に関すること。
自然保護、環境保全等の学習、実践事業に関すること。
歴史、観光資源の情報案内及び広報宣伝事業に関すること。
交流施設及び設備の維持管理に関すること。 ほか

指定期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日

委託料：17,017,301円(うち983,317円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休業要請により支出をしなかった人件費として返還された。)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る経費 1,639,780円

休業要請に係る負担金 4,191,322円

(3) 事業実績

①利用者数及び売上収入

(単位：人、千円(税抜)、%)

項目	令和元年度		令和2年度		前年比	
	利用者数	売上収入	利用者数	売上収入	利用者数	売上収入
レストラン	51,208	48,294	32,179	32,664	62.8	67.6
温泉館	132,465	62,901	91,105	44,392	68.8	70.6
いいたかの店	158,669	203,110	134,602	179,844	84.8	88.5
飯高茶屋	13,143	5,662	7,205	3,164	54.8	55.9
味楽工房	761	987	431	600	56.6	60.8
合計	356,246	320,954	265,522	260,664	74.5	81.2

貸借対照表

(単位：円)

科目	当期(令和2年度)	前期(令和元年度)	増減	対前年比
【流動資産】	130,174,559	81,170,306	49,004,253	160.4
【固定資産】	17,487,601	19,946,685	△ 2,459,084	87.7
資産の部合計	147,662,160	101,116,991	46,545,169	146.0
【流動負債】	42,557,225	46,629,589	△ 4,072,364	91.3
【固定負債】	60,000,000	0	60,000,000	-
負債の部合計	102,557,225	46,629,589	55,927,636	219.9
【株主資本】	45,104,935	54,487,402	△ 9,382,467	82.8
【資本金】	30,000,000	30,000,000	0	100.0
【利益剰余金】	15,104,935	24,487,402	△ 9,382,467	61.7
純資産の部合計	45,104,935	54,487,402	△ 9,382,467	82.8
負債・純資産の部合計	147,662,160	101,116,991	46,545,169	146.0

損益計算書

(単位：円)

科目	当期(令和2年度)	前期(令和元年度)	差額	前年比
【売上高】	280,525,636	344,396,516	△ 63,870,880	81.5
【売上原価】	164,044,448	193,903,133	△ 29,858,685	84.6
売上総利益	116,481,188	150,493,383	△ 34,012,195	77.4
【販売費及び一般管理費】	136,648,993	150,466,201	△ 13,817,208	90.8
営業利益	△ 20,167,805	27,182	△ 20,194,987	△ 74,195.4
【営業外収益】	5,443,169	469,322	4,973,847	1,159.8
【営業外費用】	7,349	2,570	4,779	286.0
経常利益	△ 14,731,985	493,934	△ 15,225,919	△ 2,982.6
【特別利益】	5,554,518	882,500	4,672,018	629.4
税引前当期純利益	△ 9,177,467	1,376,434	△ 10,553,901	△ 666.8
当期純利益	△ 9,382,467	1,171,434	△ 10,553,901	△ 800.9

※事業実績等は、所管部局が提出した監査資料及び決算報告書を参考にまとめたものである。

(4) 監査結果及び意見

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度の売上は、創業以来最低となり大幅な赤字となった。こうした中、経費の削減やレストランでの新たなセットメニューやテイクアウトメニューの提供等に取り組み、コロナ禍への対応が行われている。今後も、施設設置の目的に合致した役割を果たすとともに、コロナ禍の収束を見越した取組を進められたい。

(5) 所管部局に対する意見

基本協定書に規定されているモニタリングが行われていない。指定管理者が遵守すべき事項について、施設巡回、業務監視等のモニタリングを行い、履行の確認と適切な指導をされたい。